

第4節 生活排水処理の目標及び計画

1. 今後の生活排水処理の方向について

(1) 下水道整備の推進及び維持管理について

生活排水処理については、公共下水道の汚水管整備を基本とし、下水道の普及を促進してきた結果、公共下水道普及率（処理区域内人口÷行政区域内人口）は、平成27年度末で97%となり、ほぼ完了しています。

公共下水道の供用開始後3年以内に接続工事を実施する場合には、補助金・貸付金制度を活用することが可能です。

また、今後も公共下水道の適正な維持管理を行います。

(2) 市街化調整区域内の生活排水処理について

平成18年10月に下水道事業運営審議会の中で、効率的、経済的に生活排水処理を行う必要から公共下水道と合併処理浄化槽を併用して整備する旨の答申が出されました。

平成20年6月には、市街化調整区域のうちの一部約55haについて、あらたに下水道事業区域に編入しました。

また、平成26年3月には、事業期間の延長を行い、現在、区域面積約2,660haにおいて平成33年3月末までの事業認可を得て下水道整備を進めています。

(3) し尿・生活雑排水の効果的な処理体制の整備について

下水道事業認可区域外の単独処理浄化槽や汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への切替えに対して、平成27年度から補助金を実施（年間3基×5年間を予定）しています。

2. 生活排水処理の目標

本計画で掲げた基本理念を実現するため、基本方針に基づく取組みを積極的に推進する中で、各地域の実情に対応した生活排水の処理を行うこととします。

また、その成果や進捗状況を確認し、さらに効率的・効果的な事業の推進を図るため、計画目標年度である平成37年度における生活排水処理率を定めます。

表3-12 目標値

	平成37年度
生活排水処理率	95%

3. し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、委託業者及び許可業者による体制で実施していくこととしますが、今後の公共下水道への接続に伴う合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び汲み取り式便槽の廃止や合併処理浄化槽への設置替えにより、収集量の減少が見込まれる中で、収集量の変動に応じた効率的な運用を図るものとします。

表 3-13 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

収集区域	本市全域
収集・運搬の方法	し尿：委託業者
	浄化槽汚泥：許可業者
収集・運搬の機材	バキューム車

(2) 中間処理

し尿放流施設である深沢クリーンセンターにおいて、し尿及び浄化槽汚泥の公共下水道管への放流を継続します。

将来的には公共下水道への接続に伴う合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び汲み取り式便槽の廃止や合併処理浄化槽への設置替えによる、し尿及び浄化槽汚泥の処理量の減少を踏まえ、より効率的な処理の方法を検討することとします。

(3) その他

ア 市民に対する広報、啓発活動

適正な生活排水処理を行うには、地域住民の理解と協力を得ながら推進することが重要です。そのため、公共下水道の普及促進や浄化槽の維持管理の徹底等について、今後ともより一層創意工夫を凝らした広報、啓発活動を図っていきます。

イ 水質汚濁状況の把握

水環境の現状を把握するため、引き続き河川の水質調査及びパトロールを実施し、水質汚濁状況の監視を行っていきます。

ウ 計画の進行管理

本計画で推計している生活排水排出量を、年度ごとにホームページ等を通じて市民に公表するとともに、その結果の示す方向性を分析し、次年度以降の施策に反映させます。